

大学設置基準の改正は、 キャンパスに何をもたらすのか

図書室や運動場、学生の寄宿舍は、もう必要ない？
専任の教員・職員は必須でなくなり身分が不安定化？
教授会や部局長会議は、さらに有名無実な存在に？

日時：2023年6月15日(木) 17:30～

会場：総合研究2号館3階北側 法科第二教室

Web参加：<https://www.kyodai-union.gr.jp/?p=3195>

(上記URLは企画詳細案内も掲載しています)

講師：光本 滋 氏 (北海道大学 准教授/オンライン登壇)
北海道大学 教育学研究院 教育学部門 教育社会学分野



【会場案内】



【企画案内】



【講師紹介】

昨年10月、**文部科学省令**より**大学設置基準**が改正されました。大学設置基準は、大学設置に最低限必要な基準を定めた文部科学省令です。省令改正ということもあって社会的に大きな注目を集めませんでした。この改正は「大学」のあり方を根本から変えてしまいかねない内容となっています。

この改正では従来必ず置くとしていた「**教員組織**」「**事務組織**」にかかわる記述を削除し、教員と事務職員からなる「**教育研究実施組織**」を置くことになりました。また、「**専任教員**」「**専任職員**」という言葉も削除しています。教員についても事務職員についても身分の不安定化を招き、従来事務職員が担ってきた業務を教員に担わせながら、職員のリストラを進める口実とされるおそれがあります。教授会の役割もほとんど有名無実とされかねません。学生たちにとって重要な意味を持ってきた**福利厚生施設(寄宿舍など)**や**運動場**、**図書館閲覧室**なども設置しなくてよいこととされました。

この省令改正の全体的なねらいはどのようなものなんでしょうか。これに対して、どのような「大学」のあり方を対置していくべきなのでしょう。高等教育の専門家である光本 滋さん(北海道大学准教授)のお話をうかがいながら考えたいと思います。光本さんにはオンラインでご講演いただきます。京都大学でこれを視聴するスペースを設け、教職員はもとより、学生、市民の方々の参加も歓迎します。また、オンラインでも配信しますので、広く「大学」の現在に関心のある方にご視聴いただきたいと思います。



主催：京都大学職員組合

お問合せ：office@g.kyodai-union.gr.jp
内線：7615 (本部地区)